

様式第6号

特別措置条例による固定資産税の不均一課税に係る申告書

固定資産(償却資産)の取得者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所 の所在地並びに名称及び代表者氏名)	
---	--

個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
------------	--------------------------------------

不均一課税となるべき償却資産の内訳

資産の種類	資産の所在地	資産の取得年月日	取得価額
機械及び装置 (第1年度分)			円
同 (第2年度分)			
同 (第3年度分)			
合 計			

新たに不均一課税に該当することとなつた償却資産について

(1) 取得した償却資産を事業の用に供した年月日

年 月 日

(2) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成12年法律第148号)第10条の規定に基づき、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号)第1条第1項第1号の規定による減価償却資産の取得価額の合計額

円

増加雇用者数	人
--------	---

(備考)

1 「増加雇用者数」欄は、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備を新設し、又は増設したもののみ記載すること。

2 この申告書は、地方税法第745条第1項において準用する同法第383条の規定により申告すべき者にあつては、当該申告する際に添付し、茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例第5条第2項各号に規定する者にあつては、同項に定める期限までに提出すること。